

畜第551-11号  
平成29年9月5日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について（依頼）

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知，以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について，豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。

本病については，指導等の結果，農場内の飼養衛生管理や畜産関係施設における対策の徹底が図られ，全国的に年々発生件数が減少し，限局的な発生となっているところです。しかし，今般，農場等の消毒に関する意識の低下に起因して，PEDが再発した事例があったことを踏まえ，別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課から通知がありました。

現在，本県の発生状況は，平成27年10月以降，20農場での発生を認め，うち17農場は非発生農場へ復帰（症状消失を確認してから8週間が経過した農場，平成29年8月28日現在）しているものの，未だ3農場については終息まで至っていない状況にあります。

については，例年，気温の低下する10月以降に本病の発生が増加していることを踏まえ，特に下記に留意し，傘下会員等に対する本病の防疫措置の指導を再度徹底し，今冬シーズンに備えていただくようお願いします。

## 記

### 1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから，豚の飼養者に対して，マニュアル4（1）の対策について，改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

### 2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として，平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから，豚の飼養者に対して，マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに，改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

### 3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては，早期通報が重要であることから，豚の飼養者に対して，マニュアル3（1）の対策について，改めて指導すること。



#### 4 畜産関係施設での防疫措置の徹底

マニュアルの4(3)②に記載された畜産関係施設(と畜場, 家畜市場, 死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場)における対策について, 実効性のある防疫措置が講じられるよう, 畜産関係施設における消毒の実施状況の確認を行うとともに, 不備が見られた場合には改善を指導すること。

鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係 米丸・上村 TEL 099-286-3224 FAX 099-286-5599
---

事務連絡  
平成29年8月28日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課家畜防疫対策室長

### 今冬シーズンに向けた豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知、以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。

本病については、指導等の結果、年々発生件数が減少し、限局的な発生となっているところです。しかし、今般、農場等の消毒に関する意識の低下に起因して、PEDが再発した事例がありました（現在は終息）。

例年、気温の低下する10月以降に本病の発生が増加していることを踏まえ、特に下記に留意し、豚の飼養者及び養豚関係者に対する防疫措置の指導を再度徹底し、今冬シーズンに備えていただくようお願いいたします。また、上記の再発事例については、参考事例として別紙のとおり情報共有しますので、農家指導の参考としてください。

#### 記

##### 1 飼養衛生管理の徹底

日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。先の飼養衛生管理基準の見直しにおいて新たに基準として追加された死体の適切な保管・運搬についても改めて指導すること。

##### 2 ワクチン接種の徹底

本病の発生被害の低減を目的として、平時から継続的にワクチンを使用することが望ましいことから、豚の飼養者に対して、マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

##### 3 早期通報の徹底

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3（1）の対策について、改めて指導すること。

##### 4 畜産関連施設での防疫措置の徹底

マニュアル4（3）②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、衛生部局等の関係者とも協力し、畜産関係施設における、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善を指導すること。

## 養豚団地における豚流行性下痢 (PED) の再発生事例と対策

### 1. 発生概要

PED 特別防疫対策地域において、過去 4 か月間以上 PED の新規発生がなかったことから、地域指定を解除すべく準備していたところ、当該地域の養豚団地内で PED が再発し、8 日間で 4 か所の一貫農場 (1,000 頭から 2,000 頭を飼養) の発生が確認された。これを終息させるため、3 の対策を実施。

### 2. 発生原因

当該地域においては、4 か月間以上 PED の発生がなかったことから、養豚団地内の各農場の消毒に関する意識が低下し、消毒頻度の低下及び不具合のある消毒機器の使用等により消毒が不十分となり、共同堆肥舎や共同死亡豚保管場所と各農場を往来する車両及び人、団地内に入出入りする飼料運搬車両等によりウイルスが拡散し、養豚団地内で連続して発生したと考えられる。

### 3. 発生後の対策

#### (1) 団地内の発生農場

- ① 以下の基本的な衛生対策を再徹底
  - ア) 団地内農場出入り口や通路の石灰散布
  - イ) 共同堆肥舎や共同死亡豚保管場所と各農場を往来する人や車両の消毒
- ② 以下の追加的な対策を実施
  - ア) 非発生豚舎を含む全ての豚舎に専用の消毒機器を設置するため、家保が消毒機器を貸与
  - イ) モニタリング検査 (PCR) により対策の効果を可視化
  - ウ) 農家、管理獣医師、県関係機関を対象とした勉強会を通じ、衛生対策の重要性を周知

#### (2) 養豚団地周辺の農場

- ① 獣医師やメーカーなど複数の農場に入出入りする関係者に対し、メールやファックス等で、農場へ出入りする際の消毒の徹底を喚起
- ② 周辺農場に PED 発生の情報を提供するとともに、ワクチン接種や衛生管理の徹底を指導

なお、団地内において、分娩舎や共同堆肥舎の作業者の専従化、団地内の共有重機の使用を中止する等交差汚染のリスクの低下に努めていた結果、発生がなかった農場もあった。